



Title	社会科学的概念構成の主観性と科学性(1):ウェーバー『客観性』(1904年)論文の解読から
Author(s)	岡部, 洋實
Citation	経済学研究, 48(3), 156-169
Issue Date	1999-01
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/32130">http://hdl.handle.net/2115/32130</a>
Type	bulletin (article)
File Information	48(3)_P156-169.pdf



[Instructions for use](#)

## 社会科学的概念構成の主観性と科学性（1）

——ウェーバー『客観性』（1904年）論文の解説から——

岡部 洋 實

本稿は、二つの課題の検討を目的としている。

第一の課題は、社会科学における「客観性」とはどのような意味のものとしてあるのかということである。

言葉の本来の意味からすれば、「客観性」が幾つもの意味をもつことはありえないだろうが、しかし、社会科学・人文科学において「客観性」とは何かという問いは、そう容易く答えられるものではない。この問題に関心を向けたことのある者であれば、想像に難くないであろう。

第二の課題は、これを、マックス・ヴェーバーの科学論文、とくに1904年の論文、『社会科学及び社会政策的認識の「客観性」』——以下、『「客観性」論文』と略記——の解説をもって行なうことである<sup>1)</sup>。

近年、「近代知」への反省が多くの研究者の共有する事態となりつつあることは、大方の認

めるところであろう。「ヴェーバーは、どうやらあまりにも早く登場しすぎ、あまりにも時代に先行しすぎたのです」と、近著『マックス・ヴェーバー入門』冒頭で評したのは山之内靖氏であるが<sup>2)</sup>、実際に早すぎたのかどうかはともかく、凡そ1世紀前に書かれたヴェーバーの決して平易とはいえない科学論文は、社会科学研究の、それに従事する者が今日でもなお被らざるをえない制約を、実に見事に把握していたことは確かであるように思われる。

デートレフ・ポイカートは、ヴェーバーの時代は、近代の特徴がはっきりと姿を現した時期であったとした上で、それを次のように整理している。

「近代を特徴づけるものは、調停し難い対立、不透明性、急激な発展と急転直下の転換以外の何であろうか。近代とは確実性の終焉、いやそればかりか、善悪の判断の確実性の終焉を意味するものではないのか。認識の木の実は、もはやその甘美さと効能を失ったのではあるまいか。」<sup>3)</sup>それゆえ、そうした「矛盾に富んだ時代」の入り口にあって、「何でも科学で解明できると信じる当時の学者達の思い上がった風潮に対する、一種独特の人間主義的な立場からする批判」<sup>4)</sup>を引き受けたのがヴェーバーであっ

1) Weber, Max, „Die Objectivität《sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis,》1904. (Max Weber: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, Hrsg. von Johannes Winkelmann, -7. Aufl. - 1988.) 引用および注では「WL」と略記する。ヴェーバーからの引用（要約を含む）については、該当する頁を本文中に記す。日本語訳には、富永祐治・立野保男訳／折原浩補訳『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波文庫、1998年を使用した。引用および注では「岩」と略記し、ドイツ語版の頁の後に該当頁を記す。ただし、引用した訳文は、必ずしも訳書通りでない。

なお、引用文中の〔 〕内は、岡部による補足、または、いい換えである。

2) 山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』岩波新書、1997年、1頁。

3) Peukert, Detlev J.K., *Max Webers Diagnose der Moderne*, 1989, S.63-4. 雀部幸隆・小野清美訳『ヴェーバー 近代への診断』名古屋大学出版会、1994年、121-2頁。

4) 同、177頁。

た。

ポイカートの位置づけが妥当なものだとすれば、「科学万能」を謳い続けてきた20世紀が育んできた「近代知」に対する反省の進む現代において、ウェーバーの精読は、決して意義のないことではないであろう。

さて、ウェーバーに関する研究史からすれば、社会科学の「客観性」に関する問題は、決して目新しいものではない。「価値判断」ないし「価値自由」との関連で繰り返し議論されてきたことである。しかしながら、ヴェーバーの『客観性』論文に内在しつつその論理構造を再構成してみたとき、それが、読者に、「価値判断」の問題とは異なった視角において、社会科学の理論的研究の認識構造の特質を把握させるものであったことが明らかとなる。彼を読むにあたっては、「価値判断」の問題を避けることはできない。しかし、私は、この論文を社会科学の認識論への試みとして捉え返した上で、「価値判断」の問題からやや離れた形で、社会科学における「客観性」の意味について探ろうと考えている。

行論のうちに明らかにされるように、ヴェーバーの社会科学論に一定の限界があることは確かである。そのような限界を認めた上で、しかし、彼から学びうる事柄を予め陳べておけば、社会現象の理論的研究は、「価値」の問題を考慮したときに、その究極において「主観的」な概念構成に留まらざるをえないのであって、我々は、対象それ自体に即して文字通りに客観的に記述された理論を獲得することはできそうにないこと、また、理論は、現象の背後にあるみえない「本質」を記述するのでもなければ、経験に直接照らしてその真偽を確かめることのできるようなものでもないことである。このことはまた、「真理」性が、我々の「学」に対する「倫理」性の問題に連なっていることを教えるであろう。

ヴェーバーに即すならば、「主観的」という

言葉は、「価値負荷的」といいかえた方が適切であるかもしれない。我々の仕事は「価値負荷的」であるということは、それが神々の争いの中から抜け出しえないものとなりうることを指している。しかし、神々の争いの中にあるからといって、それが我々の仕事を空しいものにするとは、直ちにはいえない。むしろ、神々の争いの直中にあることを強く自覚することこそ、我々は、我々が望むべく未来を創造する自由を確保できるに違いない。しかし、そうだからといって、「研究は、一切の批判を拒絶する恣意に満ちた独善でしかない」などというつもりは毛頭ない。

本題に進むにあたって、本稿の叙述の方法について二点を断っておきたい。

まず、本稿での検討は、『客観性』論文の不均衡な長さの二節（ⅠおよびⅡ）のうち、社会科学における客観的認識の意味を主題とする後半（Ⅱ）から始めることである。

本来ならば、科学と価値判断との関係を主題とし、「社会政策」への「科学的批判」を繞る問題を論ずる前半（Ⅰ）から検討を始めるべきであろう。しかし、そうしないのは、私の問題関心にもよるが、この論文が、後半の主題をもって、前半の「価値判断」に関わる内容を基礎づける関係にあるとみられるからである。さらに、この論文の原注(1)には、第Ⅰ節が、これが掲載された『社会科学・社会政策雑誌』の共同編集者の眼を通ったものであるのに対し、第Ⅱ節は、ヴェーバー一人の責任において書かれたことが明記されていることによる<sup>5)</sup>。この点を勘案すると、後半の第Ⅱ節から検討に入ることが、適切さを欠くとは思われない。

第二に、この論文は、文化科学ないし社会科学の認識の「構造」の特質を明らかにしたものであって、文化科学・社会科学の「あるべき」方法を説くことを主題としたものではないとい

5) WL, S.146, 岩162頁。

う視角から解説する。

この論文には、周知のように、「理念型」について詳細な説明と議論がなされている。しかし、私は、ウェーバーの意図からは離れる恐れのあることを承知の上で、この論文の後半(Ⅱ)の特質は、社会科学の方法的規範を示すことよりも、その認識の「論理学」を意図していたことにあるのではないかと考えている。そのように読むことによって、この論文の現代的意義を引き出すことが可能なのではないかと考えている。

後述するように、文化生活の「現実」についてヴェーバーが示した基本的理解は、それらは常に、“絶対的に無限に多様である”というものであった。彼のいうように、文化生活が多様で複雑なものであり、また、「科学」が、そうした文化生活における多様で幅広い人間活動の一つであって、自然現象を含む多種多様な諸現象に向けられた人間の論理的な認識活動の総称であるとすれば、あらゆる科学的な営みに普遍的な、あるいは、普遍的とまではいわないまでも、人間の文化生活についての探究一般に共通の「あるべき」普遍的な方法を見つけ出すことには、多くの困難が予想される。同時に、むしろ、方法が一元的であることは、人間世界を取り囲む諸現象が、多種多様であることによって人間に対して多様な意味をもちうることと齟齬を来すことになるのではないかと考えることもできる。

本稿で検討されるのは、ヴェーバーのいう「文化生活」に関する科学(「文化科学」)であるが、自然科学を含め、科学一般に方法的規範を与えうるのは近代物理学だけであるとは、必ずしもいえない<sup>6)</sup>。また、とくに経済学が社会科学の

「女王」たることの証しが、物理学を模範としてきたところにあるとはいえないことは、近年、至るところで指摘される点である。さらにいえば、経済学が「王」や「女王」でなければならぬ理由など、どこにもない。むしろ、そうであろうとすることの方が、巷間囁かれる経済学の「無力さ」や「危機」の元凶をなしているのかもしれない。

だが、「諸」科学それぞれに多様な方法を認め、それらは多様な方法を許容しうる人間活動の一分野であるとみなしても、「科学」の認識の「構造」それ自体を論ずることは不可能ではない。また、その結果が一つでなければならないという理由もない。科学の多様性を認めた上で、“科学的である”とは認識のどのような事態を指すのか、それが社会科学の領域において示す特質は何かを検討することは、科学の「客観性」の意味を明らかにする上で不可欠の作業であろう。

ウェーバーの時代のドイツは、帝国統一の後、第一次大戦へと連なる帝国主義的発展の時代であった。しかし、急速な産業化とそれを支えた科学技術の数多くの成果は、人文社会科学領域の未熟さを強く感じさせた時代でもあった。私は、そうした時代に書かれたヴェーバーの論文が、一定の限界を内包しながらも、社会科学領域における認識の「構造」の解明において、現代でも十分に貢献しうるものであると考えている。

## 1. 社会科学の対象と叙述方法

ウェーバーによれば、「諸科学の研究領域の根柢にあるものは、『事物』の『即自的』な連関ではなく、諸々の問題の思想上の連関である」(WL, S.166, 岩64頁)。

人間の文化生活の「現実」が無限に多様であるのに対し、人間の認識能力は有限のものでしかない。そのような我々が無限の「現実」につ

6) 例えば、都城秋穂『科学革命とは何か』岩波書店、1998年の第6～8章を参照せよ。都城氏は、自らの地質学研究に従事する立場から、物理学をモデルとする科学史・科学論が自然科学一般に通用するものでないことを、数多くの事例を掲げて説明されている。

いて何らかの理解を試みたところで、その範囲は自ずと“有限”とならざるをえない。我々は、無限に広がる「現実」を思惟によって認識しようとするとき、多様な「現実」の中で、我々にとって「知るに値する」と判断する部分に光をあてることができるにすぎない。したがって、「ある事象の『社会—経済的』現象としての性質は、その事象それ自体に『客観的』に付着するようなものではない。そうした性質はむしろ、我々の認識関心の方向によって制約されているのであり、この方向は、我々が個々の場合に当該事象にいかなる文化意義を付与するかによって決まる」(WL, S.161, 岩56頁)。我々が「本質」と呼ぶものは、この「知るに値する」と判断されたものであって、「本質そのもの」が事物に宿っているわけではないのである(WL, S.171, 岩74頁)。

では、ヴェーバーに従うとして、我々は、「知るに値する」とする判断する規準をどのようにして獲得するのであろうか。そもそも、彼のいうところの「知るに値する」とは、どういうことを意味しているのであろうか。ヴェーバーのいうところをみて行こう。

ヴェーバーによれば、社会経済的問題は三つに区分される。(1)諸事象や規範・制度などの複合体で、我々にとっての文化意義が、その事象の経済的側面にのみ基づくもの、すなわち、取引活動や銀行業務など、社会経済的観点においてのみ我々の関心を引くような「狭い意味における『経済的』事象ないし制度」、(2)宗教生活上の事象のように、第一次的ではないが、「経済的観点から我々の関心を引くような作用がそこから生じることによって意義を獲得するような『経済を制約する』現象」、(3)我々の意味においては経済的現象ではないが、ある時代の芸術嗜好がもった方向のように、その特性の重要な側面で経済的契機に影響された「経済に制約された」現象。(WL, S.162, 岩56-58頁)

我々は、こうして区分される経済的文化現象を因果的に溯行し、その現象を個々の原因に帰属させる。これは「歴史的認識」の追究である。しかし、それはまた、文化生活から社会経済的側面を抽出するというやり方で主題を限定することを意味している。「我々の科学が、文化現象の一特殊要素である経済的要因を、その文化意義において、多種多様な文化的連関を通じて追究する限りでは、我々の科学は、一つの観点のもとでの歴史解釈を得ようと努め、そして、十全な歴史的な文化的認識のために一つの部分像、一つの予備的な仕事を提供するのである。」(WL, S.163-4, 岩60頁)

『客観性』論文の中で重要な役割を演じているはずの「文化意義 Kulturbedeutung」という言葉に、ウェーバー自身は明確な意味を与え用いたわけではなかった。上述の社会経済的問題区分の第一では、この言葉は、我々の関心が、我々の諸事象の把握の仕方を規制する関係にあるという意味で用いられている。それに対し、“我々の科学は歴史的認識の追究である”と規定する後段では、「歴史解釈」、それも文化現象の十全な歴史的認識のための予備研究の意味で用いられている。後者は、多種多様な文化連関の中にある文化現象の一側面である経済的要因についての歴史的解釈が、文化現象の歴史的な全体認識のための一構成部分となることを指している<sup>7)</sup>。

『客観性』論文執筆当時ウェーバーに強い影響を与えるとともに、「自然科学的方法の歴史諸科学への侵入を防ぎ、それに『限界』を設定

7) 向井守氏は、ウェーバーが『客観性』論文執筆前後に登場させ、重要な役割を担わせたにもかかわらず後年用いなくなるこの「文化意義」という概念を、ウェーバー自身がこの論文の中で様々な意味合いで用い、社会科学的認識に占めるその位置を確定したわけではなかったことを指摘されている。向井守『マックス・ウェーバーの科学論——ディルタイからウェーバーへの精神史的考察』ミネルヴァ書房、1997年、234頁以下を参照。

し、歴史的諸科学に固有な方法を論理的に基礎づけること<sup>8)</sup>を自らの哲学的使命としていたリッカートによれば、「文化」は「自然」と対置される概念であるが、しかし、その区分は、対象それ自身に由来する質料的な分類によって得られるのではない。すなわち、「自然は、自ら生じたもの、生まれたもの、その自らなる生長に委ねてあったものの総和である」が、「文化は、価値があると認めた目的にしたがって行動する人間によって直接生産されたものであるか、あるいは、もし文化が既に存在していたならば、少なくともそれに付着した価値のために有意的に養護されたものとして、自然と対立する」<sup>9)</sup>ものである。例えば、ある植物の、種子から芽を吹き、枝葉を伸ばし、やがて花を咲かせ果実を実らせるという生長過程は、それ自体として展開する「自然」に外ならない。他方、「文化」は、人間によって認められた価値が具体化されたもの、あるいは、価値と結び付けられることで養護されたものである。食物の獲得を目的にして人々が、土地を耕し、種子を播き、やがて実った果実を収穫するという過程は「文化」である。その果実は、価値に充ちたものとして、「自然」として生み出された果実とは区別される「財」となる。

リッカートにおいては、「自然」と「文化」の区別が、あくまでも認識の形式によっていた

ことには注意しておかなければならない。例えば、農業活動によって収穫された果実であっても、価値と結びつけられて問題とされる場合には、それは「文化」的な「財」となるが、植物それ自体の生長の結果としてのみ扱われるのであれば、それは「自然」物でしかない。「自然科学」と区別される「文化科学」の領域は、彼によれば、まさに、このような区別を基礎として与えられる。「自然科学」における諸概念は、その内容を多数の類例に適用しうる「普遍的類」でなければならず、その経験的範囲は、類例全体から成立していなければならない。「自然科学」とは「一般化的 generalisierend」科学であり、「自然認識とは、一般化することである」<sup>10)</sup>。

他方、「一般化的」自然科学とは区別される「文化科学」は、普遍的ではない個別的な現実存在を、その個性(Individualität)において説明しようとする歴史的科学である。「自然科学」が「法則定立的」科学であるとすれば、「文化科学」は「個別化的概念構成 individualisierende Begriffsbildung」にその特徴がある。すなわち、文化科学者(歴史家)は、見渡し難いほどの多種多様の諸対象のうち、個別的な特性において文化価値を具現しているもの、あるいは、文化価値に関係するもののみを観察する。彼は、文化発展に対して意義のある対象、あるいは、歴史的個性が単なる異種性から区別される「個性あるもの」を選び出すのである。「……文化の概念は、歴史的な概念構成に対して、本質的なものの選択の原理(das Prinzip zur Auswahl der Wirklichkeit)を与える。叙述されうる歴史的個性という概念は、文化に結び付ける価値によって初めて構成されるのである。」<sup>11)</sup>

かくして、リッカートによれば、「文化」と

8) 向井, 前掲書, 155頁。

9) Rickert, Heinrich, *Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft*, 4. u. 5. Aufl., 1921, S. 21, 佐竹哲雄訳『文化科学と自然科学(第3版)』大村書店, 1924年版, 99頁。同書は, 1898年の第1回文化科学会大会での講演内容を小冊子として出版したものである。手元資料の制約により, 本稿では, リッカートの手で改訂増補された上の版を用いる。

なお, これまで本文中ではとくに断らずに用いてきたが, 「文化科学」という概念は, 「自然科学」に対立するリッカートの用語で, 今日社会科学・人文科学の総称にあたりと理解してよい。本文中に述べるように, 価値に関係された対象を研究するのがこれにあたる。ヴェーバーの『客観性』論文の中では, 社会科学と同義に用いられていると考えてよく, 本稿でも, とくに断りのない限りは, その意味で用いる。

10) Ebenda, S. 51, 訳141頁, ならびに同書第4~6章を参照。

11) Ebenda, S. 93, 訳202頁。なお, この点については, 同書第7章も参照。

は、世界の中の多種多様な諸現象のうち、「価値」に結び付けられて取り出されたものであり、諸現象の歴史的個性をこの「価値」に結び付けて明らかにする科学が「文化科学」である。科学の分類は、考察対象の性質や内容によって質料的に決まるのではない。それは、「価値」に結びつけられているか否かという「形式」によってのみ、なされるべきものであった。

こうしてリッカートにあっては、「文化科学」の叙述は「価値」に結び付けられたものとなる。それは、「価値として理解し、したがって、それが純粹個別的評価以上のものを論じていることを認める人々にのみ妥当する」という意味で、自然科学の客観性とは区別されうるもう一つの「客観性」を有するものであった<sup>12)</sup>。

このようなリッカートの場合、「文化科学」の「客観性」は、それを基礎づける「価値」の妥当に掛かることになる。しかし、彼は、その「価値」がどのようなものとして普遍的たりうるのか、あるいは、どのようにして到達されるのかについて明確にはしなかった。彼は、「文化科学」の課題が、評価を伴う実践的な価値ないし価値判断とは区別された、「普遍妥当」の価値に基づく事実判断にあることを知らしめるにとどまったのである。彼の問題は、歴史的科学の「客観性」が、評価を伴う実践的な価値判断との関係を断ち切ることに掛かっていることの検討と、歴史的科学はそうした評価から切り離しうることの論証であった。彼は、「文化科学」の「客観性」を担保する「普遍妥当の価値」の内実を実際に探ったわけではなく、科学の分類の「形式」に留まったのである<sup>13)</sup>。

ウェーバーの「客観性」論文は、こうしたリ

ッカートの命題に対する、実際に歴史研究ないし社会科学研究に従事する者の立場からの解答であった。しかしながら、「客観性」論文は、リッカートが論理的にその可能性を示した“普

もあれば、同時に「個性記述的 idiographisch」な研究の対象にもなること、また、前者が、対象を、恒常的で長期間に亘って変化を直接に認知しえないものとして扱うのに対し、後者は、限定された時間に対してのみ妥当するものとして扱うと規定した。かくして、「法則」を追求することで「普遍的関係の理解」へと進む自然科学に対立するのは、「特殊の愛すべき形態に執着」して「形態 Gestalt」を求める歴史的科学となる。Windtband, Wilhelm, „Geschichte und Naturwissenschaft, Straßburger Rektoratsrede, 1894,“Präudien. Aufsätze und Reden zur Philosophie und ihrer Geschichte, 2. Bd., 1921, S.145-152,「歴史と自然科学——シュエトラスブルグ大学総長就任講演(1894年)」, 篠田英雄訳『プレルラーディエン(序曲)』下巻, 岩波書店, 1927年, 211-222頁を参照。ヴィンデルバントの「形態」を、文化に対して他の現実在に置き換えることのできない「個体 Individuum」へと概念的に精緻化したのがリッカートであった。例えば, Rickert, a. a. O., S.92, 訳200頁以下を参照。

なお、リッカートの哲学において論理的な明確化の試みられた「形式的」な科学の分類方法は、既にカール・メンガーによっても説かれていた。また、実践的価値と認識価値との区別についても、「価値」という概念は用いられてないが、やはりメンガーにその先駆がみられる。ただし、「精神科学」の領域にも、精密自然科学と論理的に同一の「法則」のあることを見、経済的な普遍的「精密法則」の探究に自らの科学の課題をみたメンガーにとって、1回的な歴史過程における具体的な諸現象は、諸々の「法則」の合成されたものでしかなかった。メンガーにとっては、国民経済の本質の探究は、「法則」の追究にこそあったのである。後にヴィンデルバントやリッカート、そして、ヴェーバーが問題とする歴史現象における「個体」あるいは「個別性」の認識の「科学性」は、彼の問題領域には入っていなかった。Menger, Carl, *Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der Politischen Oekonomie insbesondere*, 1883, 福井孝治・吉田昇三訳/吉田昇三改訳『経済学の方法』日本経済評論社, 1986年の各章, ならびに, Schelting, Alexander von, *Die logische Theorie der historischen Kulturwissenschaft von Max Weber und im besonderen sein Begriff des Idealtypus*, 1922, 石坂巖訳『ウェーバー社会科学の方法論——理念型を中心に』れんが書房新社, 1977年, 35-37頁を参照。

なお、「個体」認識および「法則」の問題に関しては、本文中で考察する。

12) Ebenda, S.155-6, 訳290頁。

13) リッカート哲学の形成と、リッカートとヴェーバーとの関係についての詳細は、向井, 前掲書, 第3～4章を参照されたい。

経験科学の分類は、対象の性質にではなく、知識の取り扱い方(形式)によるべきだとしたのは、ヴィンデルバントであった。彼は、同一対象が、「法則定立的 nomothetish」な研究の対象になること

遍妥当の価値”の獲得ないし到達の可否の問題の検討に留まるものでなかった。むしろ、「人間というものは、純粋に理論的な仕事をするにあたって、問題に対して評価的な態度を全く抑制するわけにはいかない」(WL, S.159, 岩51頁)ことを前提にして、実際に社会科学の研究に従事する者の立場から「客観性」の意味を探るものとなったのである。「価値」についての検討は後述することにして、ここでは、リッカートの枠組みを受け入れながらも、ヴェーバーの問題は、さらに進んだより困難なものであったことを指摘しておく。

さて、次に、ウェーバーによる「文化科学」の特徴づけをみることにしよう。

リッカートを踏まえたウェーバーの「文化」概念は、対象そのものに付着するものではない。「文化」とは、歴史的な一回的な現象としてしか存在しえない一定の「現実」の、価値に結び付けられて認識の対象へと高められた「個性」である。認識主体は、無限に多様な歴史的「現実」の中からある事象を、例えば「経済的」関心から取り上げることによって、その「個性」を追究する。あるいは、そうしたことを繰り返しながら壮大な歴史解釈を築き上げて行く。ヴェーバーの「文化科学」の対象は、それ自体としては、主観的に獲得される以外にないのである。この点を繞って展開される彼の議論は、次のようである。

文化生活からの社会経済的側面の抽出は、我々の主題を限定する。しかし、そのような一面性こそが目指すところである。経済的考察方法の一つの一般的な社会科学にまで押し抜け、歴史的實在の因果的説明の公分母とする「唯物史観」は、断固拒否されなければならない。あらゆる文化現象は究極的には経済に制約されたものとして演繹できるはずだとする「普遍的」方法は、経済的動因から演繹できない歴史的實在の全てを、しばしば、科学的に意義のない「偶然」として扱う。経済的観点からみて同一の状況にあるときに、経済

的でない決定因の相違から異なった反応が生じているのだと歴史的に確証できる場合でも、「唯物史観」による考察は、経済的動因を原因と考えたがる。

しかし、経済的事象においてすら、このような企てが十分になされたことは未だかつてない。

経済的条件に帰すべきであるとする規準は、「当該事象を構成する諸要素のうち、我々がそれぞれの場合に意義を認めて問題とする要因が、どのような種類の原因に帰属されるべきか」ということのうちにある。このような一面化は、観察眼の訓練と装置の彫琢を通じて分業の利益をもたらすとともに、分析の結果が「具体的な歴史事象の因果帰属にとって価値があると証明されるような連関についての認識を提供してくれる限り」、決して恣意的なものにはならない。

かくして、社会現象についての完全に客観的な科学的分析といったものは存在しない。社会現象は、一面的観点に従って初めて、研究対象として選択され、分析され、秩序ある叙述がなされるのである。(WL, S.165-170, 岩63-73頁)

先に紹介したように、“多様な文化現象の経済的要因の追究は、十全な歴史的文化的認識のための予備作業である”とする限りでは、文化現象についての科学は、経済的要因の追究の他に、経済的でない要因の追究を目指して行なわれるもののあること、いいかえれば、経済的要因の追究は文化現象の経済的認識に留まるにすぎず、より十全な歴史的認識は、政治・法律・宗教等々、経済以外の領域での歴史解釈を俟たなければならないことを、ヴェーバーは指摘している。しかし、それに続いての、ここで紹介した唯物論的方法への批判は、それとはやや異なる論点を含んでいる。

“唯物論が歴史的實在における経済以外の諸要因を「偶然」として片づける経済一元論でしかないことと断ずること”と“一面性がもたらす研究上の分業の利益”とを考慮すれば、文化現象についての科学は、経済以外のそれぞれの要因



を考慮する個々の科学からなると主張することになる。しかし、唯物論が一つの「観点」にすぎないとのヴェーバーの指摘は、社会現象の研究はある「観点」からしか行なわれえないのだということへと繋がり、彼はその点から、「完全な客観的分析は存在しえない」と断定を下すに至っている。前者は、「文化科学」は単一の科学ではなく、複数の科学のありうることを指摘して「経済一元論」への批判を構成したのに対し、後者は、「文化科学」が「客観的科学」たりうるかどうかを問う議論になっているのである。

論点の移動がここで生じたのは、おそらく、要約した部分で用いられている「観点 Gesichtspunkt」あるいは「一面的分析 einseitige Analyse」という言葉の使い方に、多少のズレが生じているからであるかもしれない。

例えば、「我々は、文化現象の総体が『物質的な』利害状況の産物ないしは函数として演繹できるという時代遅れの信仰から離れて、我々の立場からして、次のように信ずる。経済的条件と経済的影響という特定の観点の下で社会現象と文化事象を分析することは、創造性溢れる実り豊かな科学的原理であったし、また、教義上の予断に関して慎重な適用とそれに囚われないこととをもってすれば、そうした分析は今後とも変わることはないであろう。」(WL, S.166, 岩65頁。原文は一文だが、読みやすさを考慮して、二つの文に分けた)という部分は、文化事象が多様であることを踏まえて、文化現象のうちの経済的な側面に目を向けること、つまり、ある経済的条件の下で社会現象がどのようなものとして現われたのかを明らかにすること、経済に着目することの意味を論じている。ここでは、経済の「観点」からなされた「一面的分析」は、意味あるものとなりうる。

他方、唯物史観は経済一元論に陥っているという批判は、唯一の「観点」しか認めないような「一面的分析」の弊害を指摘するものである。しかしながら、これは、文化事象についての「客

観的」分析は可能か否かの問題には結びつかない。というのは、文化事象が多様なものとしてあり、経済的關係はその多様な事象の一面を規定するにすぎないとしても、“その「一面的」分析が「客観的」か否かの問題”は、“文化事象の分析は経済一元論では行なうことはできないこと”とは次元を異にするからである。例えば、“ある宗教的な戒律は、研究の対象となっている特定の都市社会の生活者の経済的行為の特殊なあり方によって規定されている”という命題を得たとしても、それが「客観的」なのかそうでないのかは、唯物史観の「一面性」を批判したところで解決しない。「文化的実在を特定の『観点』〔その経済的条件〕から一面的に分析すること」(WL, S.170, 岩72頁)と、“分析の結果が、「具体的な歴史事象の因果帰属にとって価値があると証明されるような連関についての認識を提供してくれる限り」、恣意的ではないこと”とは、同じ論理次元に並べうることではないのである。

こうしたズレを内包してはいるものの、ヴェーバーの議論は、社会科学的認識が一面的であることの論理的な基礎についての検討へと移って行く。

ヴェーバーは、その一面的であることの理由は、社会科学の認識目標の特性と関わっているという。そして、有限な人間精神の思考による認識は、絶対的に無限の多様性をもつ実在の有限部分のみを科学的把握の対象とし、それを、「知るに値する」ものとして「本質的なものと見なす」という「暗黙の前提」に立たざるをえない(WL, S.171, 岩74頁)という。

では、この有限な部分を選び出すための原理とは、ヴェーバーにあっては、どのようなものであったのだろうか？ 少々長くなるが、要約しておこう。

社会科学は、社会的文化生活の現実の個性的な姿の「普遍的な、しかし、個性的に形成されていること」にいささかも変わらない連関と、それが、

これまた個性的性質を具えた他の社会的文化状態から生成されてきた経緯とを究明する」。そこでは、法則を利用して個性的現実の因果帰属が明らかにされる。しかし、法則的に繰り返されるものの探究だけでその目標が達成されるわけではない。人間生活の諸事象の中で作用している因果的結合が単純な窮極的諸要因に分解され、法則的な規則によって編成し直されたと仮定したとき、現実の認識にとっての問題は、「我々にとって歴史的に意味のある一つの文化現象へと集約される（仮定上の！）『諸要因』が見出されてくる状況」である。それらの個性的集合の因果的説明は、「（仮定上の！）法則」概念を用いて行なわれる。したがって、諸要因や法則の確定は研究の準備にすぎない。諸要因の歴史的集合と、その集合によって制約された具体的で独自の意義をもつ協働作用の様式を、分析し、秩序立てて叙述すること、とりわけこの意義の根拠と様式を理解させることが、研究の第二段階となる。(WL, S.172-5, 岩77-82頁)<sup>14)</sup>

社会科学にとって「法則」は認識の手段である。しかし、文化現象の形成の意義とその意義の根拠は、法則によっては基礎づけられない。「何故なら、そうした意義や根拠は、文化現象を価値理念に関係づけることを前提としているからである。文化の概念は、一つの価値概念である。」経験的現実、価値理念に関係づけられることで「文化」となり、我々にとって意義あるもの、我々にとって重要となる関係を提示するものとなる。そして、その限りで、この部分は、「その個性的特性において」知るに値するものとなる。現実のある部分が我々に対してもつ特定の意義は、その部分と他の部分の共有関係において見出されるものではない。また、それは、法則そのものでも、法則

から引き出されるものでもない。個性的な事実の因果的説明もまた、法則でもって行なうことはできない。さらに、無数に存在する構成部分の中で我々が考慮に値するとみるものは、その標識が事物に内在しているからではなく、我々が接近する個性的現実が、「文化価値理念」に関係しており、我々の関心を引き、我々に対して意義をもつからである。そのような部分のみが、知るに値するもの、本質的なものとして因果的説明の対象となるのである。(WL, S.175-8, 岩82-9頁)

「文化」概念といい、文化現象の個性的認識といい、この部分におけるリッカートからの影響は明瞭である<sup>15)</sup>。リッカートもそうであったし、ヴィンデルバントにもみられたことだが、「文化科学」が普遍法則を追究する「一般化的」科学である自然科学とは区別されるからといって、「文化科学」における「法則」の使用は、必ずしも否定されるわけではない。ヴィンデルバント以来問題とされてきたのは、「文化科学」の目的を「法則」の認識に限定してしまうことであった。ヴェーバーも、この点を受け継いでいるのである。

既に指摘したことではあるが、ここでもウェーバーは、社会科学の認識目標についての説明のキーワードである「意義 Bedeutung」ないし「文化意義」という言葉に明確な定義を与えてはいない。一方では、それを、社会科学の認識目標としての文化現象の「意義」とその「意義」の根拠とは個性的現象の因果的説明であるという意味で用いている。しかし他方では、“混沌に秩序をもたらすのは、「我々が個性的な現実に接近する際の文化価値理念に関係しているがゆえに、我々の関心を引き、我々にとって意義をもつ」(WL, S.177-8, 岩87頁) という事情である”というように、それは、認識者の主観的関心を指すものとして用いられている。そ

14) 原文では、第二段階に続いて、“現在にとって意義のある個々の個性的特徴を、できうる限りの過去にまで遡り、先行する個性的状況から歴史的に説明すること”が第三段階、未来における可能な状況を見定めるのが第四段階と書かれてあるが、詳しい説明はない。

15) 例えば、Rickert, a. a. O., S.92-93, 訳201-2頁をみよ。

れゆえ、「知るに値する」とは、文化事象における個性的現象の因果的帰属そのものについて知ることに関わるのか、それとも、我々の価値理念がある個性的現象に我々の関心を向けさせることに関わるのか、必ずしも定かではない。

この点は、ウェーバー自身の説明でも、一向に明らかにならない。

例えば、「歴史現象をその具体的な前提において認識しようとする研究にとっては、最も普遍的な法則は内容が最も希薄であるから、通例、最も価値に乏しい」(WL, S.179, 岩91頁)というとき、それは、“個性的現象の因果帰属は「法則的知識」を必要とするが、個性的現象を扱おうとする「文化科学」にとって、法則は、個性的な因果連関を認識するための手段にすぎず、その限りでのみ価値をもつにすぎない”ことを意味している。より普遍的な法則の追求を目標とする精密自然科学とは異なって、文化科学は、現象の個性・個性的因果帰属を明らかにする科学であり、対象は、その個性的因果連関において「知るに値する」ものとなる。

他方、「あらゆる文化現象の認識は、個性的な性質を具えた生活の現実が特定の個別的関係において我々に対してもつ意義を基礎とする」(WL, S.180, 岩92頁)とか、「あらゆる文化科学の先験的前提は、我々が特定の、あるいは、凡そ何らかの『文化』を価値があるとみることにではなく、我々が世界に対し意識的に態度を決め、それに意味を与える能力と意思とを具えた文化人 Kulturmenschen であることにある」

(a. a. O., 岩93頁)とか、「彼〔歴史家ないし社会の研究者〕が素材と取り組む際には、既に無意識に価値理念を抱いており、彼は、これによって絶対に無限な実在の中から僅少な一構成部分を前もって取り出した上で、もっぱらその考察だけを自分にとっての問題であるとしているのである」(WL, S.181, 岩95頁)といった叙述は、「知るに値する」ことの意味を、研究者の価値理念に基づく関心とすることになる。

このように、「知るに値する」ということの意味が二重化されることによって、「文化科学」における認識の手段であると位置づけられた「法則」の意味もまた、二重化されることになっている。すなわち、「知るに値する」ことが個性的現象の因果帰属を明らかにすることであれば、「法則」は、因果的關係を決する「普遍性」を具えた認識手段となるし、「知るに値する」ことが研究者の価値理念に関係づけられることを意味するのであれば、「法則」は、因果的關係の説明に説得力を与えるための手段ということになる。

ウェーバーは、「いわゆる『経済』法則において例外なく問題となるのは、精密自然科学の意味における狭義の『法則的』連関ではなく、規則の形式で表わされる適合的な因果連関であり、……『客観的可能性』というカテゴリーの適用である」とし、「そうした規則性の確定・定式化は、認識の目標ではなく手段である」と述べる(WL, S.179, 岩90-1頁)。彼は、「客観的可能性」のカテゴリーについてはここで立ち入った分析をするわけにはいかない述べ、結局この問題は、1906年の論文『文化科学の論理学の領域における批判的研究』へともち越されることになった<sup>16)</sup>。そこでは次のように述べられている。

「……我々は、『所与の事実』をいくつかの『構成要素』に分解する。この分解は、それぞれの要

16) Weber, Max, „Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik,“ 1906. (Max Weber: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Hrsg. von Johannes Winckelmann. - 7. Aufl. - 1988.) 引用・注では「WL」と略記し、『客観性』と同様に扱う。日本語訳は、森岡弘通訳「文化科学の論理学の領域における批判的研究」(『歴史は科学か』みすず書房、1987年所収)を使用した。引用および注では「批判」と略記する。ただし、訳文は、必ずしも訳書通りではない。

なお、『客観性』論文から『批判』への経緯については、さしあたり、『客観性』論文の補訳者である折原氏による、岩波文庫の解説を参照されたい。

素が『経験規則』に嵌め込まれるまで、したがって、他の要素が『条件』として存在する場合に、経験規則に従えば、こうした要素のそれぞれからどのような結果が『期待』されたで『あろうか』が確かめられうるまで行なわれる。ここで使われている意味での『可能性』判断とは、それゆえ常に経験諸規則の参照を意味している。……この『可能性』という範疇は、『出来事の諸規則』についての積極的知識、一般的ないい方をすれば、我々の『法則論的』知識の参照を意味するのである。(WL, S.276, 批判191頁)

ヴェーバーはここで、「法則」を「経験規則」といいかえているが、それは、「所与の事実」を究極にまで分解して得られる「構成要素」と、それがもたらすであろう事象との間が因果的に結び付いているときにみられる規則性であり、「自分自身の実生活や他人の振る舞いについての知識から得た我々の『経験知』」(WL, S.276-7, 批判193頁)である。我々は、そうした因果連関についての規則の経験知である「法則論的知識」を用いることで初めて、“一定の条件の下での一定の諸事実の協働が問題とされる結果をもたらしたこと”が「客観的に可能」な事態であったのだと判断できる。彼によれば、この点は自然科学も同様である。

「数学や自然科学の偉大な認識は、いずれも、先ず想像の中で『直観的に』仮説として閃き、次いで事実即して『検証』される。すなわち、既に獲得されていた経験知を使用することで、仮説の状態にある認識の妥当性が調べられ、その上でこれらの認識は論理的に正確に『定式化』されるのである。歴史の場合も全く同じである。」

自然科学においても歴史的科学においても、重要なことは、「どのような論理的範疇においてならこの仮説が妥当なものとして証明できるか」であり、因果帰属を明確にする論理的な「がっしりとした骨組み」である。一回的な現象を扱う歴史的科学的叙述であっても、「法則論的知識」を通

じて「規則の形式で表わされる適合的な因果連関」、あるいは、「『客観的可能性』のカテゴリー」を用いることで、経験的な裏付けのある『真理』としての『妥当性』が求められているのである。(WL, S.278-9, 批判195-6頁)

この部分でヴェーバーが問題にしているのは、直接には、科学における叙述のあり方である。科学の叙述方法は、自然科学も歴史的科学も同様でなければならない。歴史的科学としての「文化科学」における「法則」は、マラトンの戦いや普墺戦争についてのエドワルド・マイヤーの説明を繞る批判と「客観的可能性のカテゴリー」の説明の中で論じられているが、しかし、ヴェーバーの考えている「文化科学」における「法則」は、自然科学と同様の意味での普遍性をもつものではない。

エドワルド・マイヤーの説明、「普墺戦争を引き起こしたのはビスマルクの決断であり、その決断が違ったものであれば、歴史は実際とは違った経過を辿ったであろう。しかし、そうだからといって、ビスマルクの決断がなかったならば戦争にはならなかったであろうといったり、それに異論を唱えたりすることはできない。そういう問題は無用の問題である。」に対して、ヴェーバーは、次のように述べる。

マイヤーの主張は、“ビスマルクの決断がなかった場合、それ以外の要因が、戦争とは異なった事態をもたらしたであろうという「高度の」客観的可能性を仮定させるに違いない”という主張を含んでいる。したがって、「客観的『可能性』判断に認められるのは、その本質からして程度の段階を判断することである」。つまり、我々は、「可能的」結果を引き起こすであろう要因を取り出した上で、その要因が「可能的」結果を引き起こしたであろう諸条件と、引き起こさなかったであろう諸条件との関係を問題にしなければならない。これら二つの可能性の間の関係は、「数」で測れるような「絶対的偶然」の領域に属するものではな

い。しかし、我々は、「ある特定の状況に直面した人間のとり、ある点で同じような反応の様式が当の状況によって大いに『助成』されるという一般的に妥当する判断を、実によく下すことができる」し、さらに、そうした「助成」が引き起こされる（あるいは、引き起こされない）諸条件のあり方を査定することができるのである。こうして我々は、「客観的可能性」の程度についての判断を下すことができるし、また、そうしてきた。(WL, S.283-6, 批判202-205頁)

ヴェーバーは、先ず、「文化科学」の叙述の方法は、①自然科学と同様でなければならず、したがって、②そこでの因果連関の確定は、起こりうる結果がどのような条件の下で実現し、どのような条件の下では実現しないのかを判断した上でなされなければならないとする。その上で、因果連関を確定する「法則論的知識」の性質に言及する。だが、結局のところ、それは、研究者の妥当性判断に任されることになる。この点は、『ロッシャーとクニース』<sup>17)</sup>において示された、“人間の行為を解釈するにあたっては、生起するものについて経験的に観察するに留まるだけの規則性を超えて、行為の「意味」を解釈すること”(WL, S.69, ロッシャー 142—3頁)、すなわち、彼のいわゆる「解明」との関連で検討しなければならない問題である。しかし、これには少々検討を要するので別途取り上げることとし、ひとまず『客観性』論文に戻ることにしよう。

さて、『客観性』論文の中で「法則」の意味

が二重化しているのではないかという問題は、しかし、ヴェーバーの議論において両者が対立することには繋がらなかった。というのは、因果的關係の決定問題は、説得力の問題と無関係にはならなかったからである。

ヴェーバーの議論を進めてみよう。

「我々の意味における文化科学的認識は、實在の構成部分のうち、我々が文化意義を付与する事象と……何らかの関係をもつ部分だけを取り上げる限りで、『主観的』な前提と結びつけられている。それにもかかわらず、文化科学的認識は、質的な性格を具えた個性的で意義のある自然事象の認識が因果的認識であるのと同じ意味で、純然たる因果認識であることはいうまでもない。」(WL, S.182, 岩96頁)

「価値理念」は「主観的」なものである。そして、それがもたらす「意義」は、果てしない数のものとして、また、各人にとってそれぞれ異なるものとしてある。また、その意義は、文化の性格や人間を支配する思想そのものの性格とともに、歴史的に変化する。しかし、このように文化科学的研究が「主観的」だからといって、ある人には妥当し他の人には妥当しないというようなことにはならない。「何が探究の対象となり、その探究が無限の因果連関のどこまで及ぶかを規定するのは、研究者と彼の時代を支配する価値理念である」が、研究方法においては、それが規定する「概念的補助手段の構成」は「我々の思考の規範に拘束される。何故なら、科学的真理とは、真理を欲する全ての者に妥当することを欲するものだからである。」(WL, S.184, 岩99-100頁)

17) Weber, Max, „Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie,“ 1903-06. (Max Weber: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Hrsg. von Johannes Winkelmann, - 7. Aufl. - 1988.) 引用・注では「WL」と略記し、『客観性』と同様に扱う。日本語訳には、松井秀親訳『ロッシャーとクニース』未来社、1988年を用い、「ロッシャー」と略記する。ただし、訳文は、必ずしも訳書通りではない。

ここでヴェーバーは、対象の選択及びその範囲と因果認識のあり方とを区別した上で、「文化科学」が自然科学と同様に「科学」と呼ばれることの根拠を、概念構成を進める際の形式に求めている。我々が「文化意義を付与する」事象を対象とする「文化科学」では、研究対象の選択と選択の範囲は主観的に決定されるが、

その因果認識のあり方は、自然科学と同様、我々の思考の規範に従わざるをえない。そして、「真理」は、それ自体として妥当するものではなく、真理を欲する者全てに妥当することを「欲する」ものとして「真理」であるという。いいかえれば、研究者は、“自らの因果的認識が「真理」であることを他の者によって承認されること”を「欲し」て、自らの営みの妥当性を問わねばならない。「法則」は「真理」を欲する自分と同じことを欲する他の者達を説得する手段であり、研究の成果は、「我々の思考の規範」に則って叙述されることで、「真理」を欲する他の者達を納得させるものとなる。ヴェーバーの「文化科学」における「法則論的知識」は、自然科学と同様の意味での「普遍性」を意味するのではなく、実は、因果連関の確定を繞る研究者相互の関係としてある「普遍性」であった。

かくしてヴェーバーは、次のような帰結を引き出す。

「文化科学」の目標を、“実在が最終的に編入され総括される一つ概念体系を構築し、その上で実在を再び演繹しようとする”におくのは全く意味がない。計り難い生起の流れとしてある文化問題の中で我々にとって意味と意義をもつもの、すなわち、「歴史的個体 *historisches Individuum*」の範囲もまた、永遠に流動的である。「歴史的個体」が科学的に考察される際の思想の連関もまた変化する。しかし、常に変わることなく尽きることのない生命への新しい問いを投げかける精神生活のある限り、「文化科学」の出発点は、無限の未来へ向かってこうした変転を繰り返す。様々の「文化科学」を一つの体系に統合しようとするのは無意味である。そうしたところで、観点の羅列になるだけである。現実、過去においても現在においても、それぞれの観点の下でその特性において意義のあるもの、すなわち、「文化」なのである。(WL, S. 184-5, 岩100-1頁)

ヴェーバーによれば、『文化』とは、世界に

起こる意味のない無限の出来事のうち、人間の立場から意味と意義とを付与された有限の切片である」(WL, S. 180, 岩92頁)。「それぞれの観点」の下で意義を与えられたもの、それが「文化」なのである。この意味は、政治・経済・宗教等々の「文化」が、時代のそれぞれの「価値理念」によって、無限の「現実」の中から意義あるものとして切り取られるということである。唯物史観のように、経済一元論によってこの世界全てを理解できるなどということはいえない。我々の認識は、政治・経済・宗教等々の「文化」的認識としてしかありえないのである。「文化科学」は、研究者の「価値理念」によって無限の現実の中から選択され範囲を規定された「文化事象」を対象とする。「価値理念」自体は「主観的」なものであるが、選択された対象において見出された「真理」は、「真理」を欲する者全てが「思考の規範」を同じくする限り、「客観的」なものとして妥当しうるのである。

しかし、「文化」に与えられた意義は、「文化の性格や人間を支配する思想そのものの性格と共に歴史的に変化する」(WL, S. 183, 岩99頁)。だが、ヴェーバーは、「尽きることのない生命への新しい問いかけ」が変わることなく続くのであれば、「価値理念」の変化は、「文化科学」を一つに統合することよりも遥かに勝るとみていた。したがって、問題は、“「文化事象」についての「真理」を見出すべく研究者の「思考の規範」のいかにあることが、認識の「客観性」を担保することに繋がるのか”ということになる。

留意しておかなければならないことは、ここでのヴェーバーの枠組みが、リッカートに強く依存したものであったということである。

ピエトロ・ロッシは、リッカートと比較しながら、このヴェーバーにおいて「参照点となっているのは人間であって、普遍的な価値のシステム、つまり、経験的現実を超越する形で存在している価値のシステムではない」と断言す

る<sup>18)</sup>。しかし、ヴェーバーが問題としたのは、「価値理念」によって「現実」から切り取られた切片(「文化」)に与えられた「意義」のもつ果てしないほどの多様さであった。ロッシのいうように、ヴェーバーにおいて「文化科学」は、「文化」を価値あるものとみるような学問ではない。だが、ヴェーバーにとっての問題は、「価値」に関係されて「現実」から切り取られ意義あるものとされた対象の「意義」の果てしない多様さと、その対象の範囲のこれまた果てしない広がりであった。「文化科学」は、そうした対象の多様さと広がりやを相手にして研究を進めなければならない。

ヴェーバーは、「価値理念」は歴史的に遷り行くという。しかし、そういったからといって、“多様な諸価値が同時に併存し、それらが多様な諸対象を切り出す”と述べていたわけではない。ここでの彼の枠組みは、リッカートの例——急進民主主義者・自由貿易論者と、極端な貴族政治主義者・保護貿易論者との間には、異なる評価の対立があるものの、両者の間に論争が

成り立つのは、両者の間に「現実」について共通の概念があり、また、状況のもつ価値に関して同じ判断があるからである<sup>19)</sup>——とほぼ同じである。貿易のあり方を繞る政治的論争が行なわれるのは、そのような政治的な価値領域(政治に関わる「価値理念」によって切り取られた対象)が成立しているからである。しかし、この価値領域は、永遠に同じであり続けるわけではない。時とともに遷り行く。また、その範囲も、時には広がり時には狭まる。さらに、その「意義」は、果てしなく多様でさえある。

かくして、検討すべきは、「思考の規範」と並んで、無限の「現実」から「価値理念」によって切り取られた対象である「歴史的個体」の性格とその意味となる。「意義」という用語の意味と「法則」の問題も、価値領域との関連で、それに掛かっている。以上に続く「理念型」論は、単なる理論的な概念構成だけでなく、こうした問題の検討をも課題とすることになるのである。

18) Rossi, Pietro, *Vom Historismus zur historischen Sozialwissenschaft*, Heidelberg Max Weber-Vorlesungen 1985, 1987. 水沼知一訳『マックス・ウェーバー講義——歴史主義から歴史社会科学へ』みすず書房, 1992年, 34頁。

19) Rickert, Heinrich, *Die Grenzen der Naturwissenschaftlichen Begriffsbildung, Eine logische Einleitung in die historischen Wissenschaften*, 5. Aufl., 1929, S. 329-330. 同書初版は1902年であるが、手元資料の制約から、本稿では第5版を使用した。

なお、Schelting は、リッカートに対するヴェーバーの「相対主義」を強調し(Schelting, 前掲訳書, 89頁)、向井氏は、“ヴェーバーは、社会学者相互の間の価値の相対性を積極的に評価していたのだ”との解釈を示されている(向井前掲書, 241-2頁)。しかし、少なくとも『客観性』論文のこの文脈において、ヴェーバーがそこまで到達していたのかは断定し難い。